

研究ノート

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への 第三国の越境保険取引規制の特別連結

—— 東京地判令和元年5月21日を契機として ——

吉澤卓哉

1. はじめに
2. 第三国の越境保険取引規制の特別連結
 - (1) 第三国の越境保険取引規制の特別連結
 - (2) 第三国の越境保険取引規制の強行的適用法規性
3. 保険金請求事案
4. 保険契約無効確認請求事案
5. 越境保険取引規制の特別連結
 - (1) 海外渡航による越境保険取引規制違反契約の締結
 - (2) 日本居住者が越境保険取引規制違反を犯す場合
 - (3) 海外居住者が越境保険取引規制違反を犯す場合
6. 結語

1. はじめに

保険契約に関しては、各国は、先進国を含めて一般に、越境保険取引規制を設けて自由な越境取引を禁止している。越境保険取引規制とは、規制国内に所在する人や財産等について、当該国の保険業免許等を受けていない外国の保険業者が保険引受をすることを禁止したり制限したりする保険監督規制のことである。越境保険取引の規制手法としては、海外直接付保規制と免許制がある（たとえば、日本（保険業法186条）やフランスは海外直接付保規制を採用しており、英米法系諸国では免許制で対応している

ことが多い⁽¹⁾。

ところで、一般に、日本の保険会社⁽²⁾は、日本において生命保険契約を引き受ける場合には、保険契約締結時における内国居住者を保険契約者や被保険者としており、外国居住者を保険契約者や被保険者とする保険契約は、基本的には引受対象としていないと思われる⁽³⁾。したがって、外国の越境保険取引規制に抵触するような保険引受を日本の保険会社が行うことはない筈である。

けれども、実際には、保険者としては意図的ではないであろうが、外国居住者を保険契約者や被保険者とする生命保険契約を、日本において、日本の保険会社が引き受けてしまうことがあるようである。そうした事例の一つが、東京地判平成 25 年 5 月 31 日・判例集未登載（平成 24(ワ)14059 号。保険金請求事件。以下、東京地判平成 25 年という）である⁽⁴⁾。そして、もう一つの実例が、東京地判令和元年 5 月 21 日・判例集未登載（平成 29 年(ワ)34518 号。以下、東京地判令和元年という）である⁽⁵⁾。両事案が実際

(1) 日本、フランス、ドイツ、英国、米国における越境保険取引規制の状況について吉澤 (2016) を参照。

(2) 本稿において日本の保険会社とは、保険会社免許（保険業法 3 条 1 項）を受けた内国保険会社（保険業法上は「保険会社」。同法 2 条 2 項）、外国保険会社免許（同法 185 条 1 項）を受けた「外国保険会社等」（同法 2 条 7 項）、および、少額短期保険業の登録（同法 272 条 1 項）の登録を受けた少額短期保険業者（同法 2 条 18 項）を指すこととする。

(3) 外国居住者を被保険者とする生命保険契約は、保険会社が危険選択を現実実施することが困難である。また、一般に、内国居住者を被保険者とする生命保険契約に関して、各国は越境保険取引を規制していることが多いので、日本の保険会社が外国居住者を被保険者とする生命保険契約を引き受けると、当該外国の越境保険取引規制に抵触する恐れがある。そのため、外国居住者を被保険者とする生命保険契約を、生命保険会社が日本において積極的に引き受けていることはないようである。たとえば、明治安田生命『海外渡航のてびき 海外で活躍されるお客さまのために』9 頁、住友生命『海外渡航のてびき 生命保険契約のお取扱い』6 頁参照（なお、本稿で引用するウェブサイトの最終確認日は全て 2021 年 6 月 21 日である）。Ref, <http://www.meijiyasuda.co.jp/contractor/service/detail/13.html>; <http://www.sumitomolife.co.jp/contract/about/overseas/guide.html>.

(4) TKC 文献番号 25513039、Westlaw 判例番号 2013WLJPBY05318003。評釈として仲野 (2015)、遼山 (2018) があるが、抵触法に関する検討はなされていない。

(5) TKC 文献番号 25559669、Westlaw 判例番号 2019WLJPCA05218005。評釈として三室 (2021)、村田 (2021) がある。

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結に外国の越境保険取引規制に抵触したか否かは置くとして、日本の生命保険会社による日本国内における生命保険契約の引受が、外国の越境保険取引規制に抵触してしまう可能性は現実にも存在するのである。

もし、こうして引き受けられた保険契約を巡る紛争が日本の裁判所に係属した場合、契約準拠法も法廷地法も日本法となるであろうが、外国の越境保険取引規制違反は、日本法上は保険契約法上も違法ではなく、日本の公序良俗にも反しない⁽⁶⁾。そのため、もし第三国の強行的適用法規（絶対的強行法規、涉外実質法、介入規範等々とも呼ばれているが、本稿ではこの語を用いる⁽⁷⁾）の特別連結が認められ得るとすると、第三国の強行的適用法規として当該外国の越境保険取引規制を特別連結すべきか否かが問題となる筈である（なお、本稿において「第三国」とは、準拠法でもなく、また法廷地でもない国を指す。また、「特別連結」とは、ある法的問題につき、第三国の法規を適用することを指すこととする）。けれども、第三国の越境保険取引規制の特別連結に関する検討が上述の2裁判例では全くな

(6) 海外所在の人や財産を保険の対象として、日本国内において日本国の保険業免許を受けた保険会社が保険契約を引き受けても、一般に日本法上は問題とならないと思われる。

ただし、保険業の認可等にあたり、監督当局がそのような保険契約の引受を除外しているとしたら、認可等の違反となる。具体的には、たとえば生命保険業免許申請時の基礎書類の一つである事業方法書（保険業法4条2項2号。なお、変更に関しては123条参照）において、「被保険者の範囲」が記載事項の一つと規定されている（同法施行規則8条1項1号）。ここで「被保険者の範囲」とは、「生命保険等に関する被保険者の年齢等の属性の範囲等」と解されている（安居（2010）55頁参照）。したがって、もし事業方法書において日本居住者を引受対象として規定していた場合には、外国居住者を被保険者とする生命引受は認可違反に該当する可能性がある。

けれども、事業方法書違反の保険引受であっても、当該認可違反がただちに私法上の効力に影響を及ぼすことはないと考えられる（鴻（2001）24頁〔田中啓二〕も同旨。ただし、安居（2010）55頁は、「見解が分かれている」とする）。認可約款と異なる約款を使用した保険契約の有効性に関しては従来から議論があるが、有効性を認めるのが判例・通説である（変更認可のなされていない普通保険約款の有効性が認められた裁判例として、最判昭和45年12月24日・民集24巻13号2187頁参照）。ただ、事業方法書記載事項の一つである特約（同法施行規則8条1項6号）を除けば、特約以外の事業方法書記載事項に関しては、認可内容と異なる事業方法により引き受けた保険契約の有効性について、ほとんど議論されていないと思われる。

(7) 強行的適用法規とは、国家の社会的・経済的政策を体現し、準拠法如何に拘らず法廷地で通常適用される法規のことである。櫻田＝道垣内（2011）34頁以下〔横溝大〕。

されていない。⁽⁸⁾

そこで以下では、まず第三国の越境保険取引規制の特別連結という考え方を整理し（次述 2）、東京地判平成 25 年（保険金請求事件。後述 3）および東京地判令和元年（既払保険料返還等請求事件。後述 4）を概観したうえで、来訪外国人が締結した保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結について一般的に検討し（後述 5）、最後に結論を述べる（後述 6）。

2. 第三国の越境保険取引規制の特別連結

(1) 第三国の強行的適用法規の特別連結

法適用通則法には強行的適用法規の特別連結に関する明文規定がないものの、契約準拠法のいかに問わず、法廷地の強行的適用法規が適用されることは判例・学説の認めるところである。また、準拠法国の強行的適用法規の適用が認められた裁判例もある。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

けれども、法廷地でもなく、準拠法国でもない、第三国の強行的適用法規の特別連結を正面から認めた裁判例は存在しないようである。学説においては、第三国の強行的適用法規の適用は、解釈論としては困難だと考え

(8) もちろん、両事案とも外国の越境保険取引規制に抵触していなかったため、検討がなされなかったのかもしれない。

(9) 最判昭和 40 年 12 月 23 日・民集 19 卷 9 号 2306 頁および最判昭和 50 年 7 月 15 日・民集 29 卷 6 号 1029 頁（共に、外国為替および外国貿易管理法、外国為替管理令に関する事件）、最判昭和 53 年 6 月 29 日・民集 60 卷 8 号 2853 頁（人身保護規則 4 条に関する事件）参照。「国際私法の現代化に関する要綱中間試案」（別冊 NBL 編集部編『法の適用に関する通則法 関係資料と解説』（商事法務。2006 年）所収）第 4 の 5（注）、第 4 の 6（注）参照。

なお、最判平成 18 年 10 月 17 日・民集 60 卷 8 号 2853 頁（特許法 35 条に関する事件）は、特許法 35 条が強行的適用法規であることを認めなかった（横溝（2012）107 頁）。

(10) 櫻田＝道垣内（2011）40 頁〔横溝大〕参照。

(11) 大判大正 9 年 10 月 6 日・評論 9 卷諸法 481 頁（横山（1995）参照）、東京高判昭和 28 年 9 月 11 日・高民集 6 卷 11 号 702 頁（イラン石油国有化事件。ただし、判決に対する批判について竹下（2012）37 頁）参照。

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結
るのが多数説だと言われている。⁽¹²⁾ その一方で、たとえば、横山潤教授、横
溝大教授、⁽¹⁴⁾ 西谷祐子教授は肯定的な立場を表明している。⁽¹⁵⁾ 態度を表明して
いる学説は少ないものの、態度を表明している学説は、むしろ一定の要件
の下に適用を認める立場が優勢であると言えよう。

(2) 第三国の越境保険取引規制の強行的適用法規該当性

仮に第三国の強行的適用法規の特別連結を一定の条件の下に認めるべき
だとすると、次に、越境保険取引規制が強行的適用法規に該当するか否か
を検討する必要がある。これは具体的な第三国の越境保険取引規制につい
ての検討となるが、一般に、越境保険取引規制には罰則が設けられている
ことが多い。また、越境保険取引規制は、個別的な利益の保護、あるいは、
私人間の権利義務の調整を目的とするよりは、主として全体的な利益の保
護を目的とするもの、⁽¹⁷⁾ あるいは、国家の政治的・社会的・経済的秩序の維
持を目的とするものである、⁽¹⁸⁾ と言えよう。ちなみに、日本の保険業法にお
ける海外直接付保規制の立法趣旨は、免許を受けた保険会社との権衡維持、
日本市場の攪乱防止、日本の保険事業の健全な発達、海外直接付保を行う
保険契約者等の保護にあるとされている。⁽¹⁹⁾ このような立法趣旨は、越境保
険取引規制を導入している各国において、各項目の軽重について差違はあ

(12) 桑田 (1952) 65-66 頁、溜池 (2005) 362-363 頁、中西他 (2014) 136 頁参照。また、
中野 (1998) 40 頁は、立法論としても慎重な態度を表明している。

(13) 横山 (1995) 参照。横山教授は、既に横山 (1983) において、第三国の禁止法規の特別
連結を主張されている。

(14) 櫻田=道垣内 (2011) 44-45 頁 [横溝大]、横溝 (2006) 229-230 頁。

(15) 西谷 (2007) 47-49 頁。

(16) 筆者も肯定的な立場である。吉澤=横溝 (2018) 22-27 頁参照。

(17) 横溝 (2006) 230-231 頁、櫻田=道垣内 (2011) 36-37 頁 [横溝大] 参照。

(18) 西谷 (2007) 41-42 頁、櫻田=道垣内 (2011) 268 頁 [西谷祐子] 参照。

(19) 保険審議会答申「非免許の外国保険事業者に対する付保の規制に関する答申」(1963 年
1 月 25 日)、第 43 回参議院委員会議事録 10 号 (1963 年 2 月 26 日大蔵委員会)、青井
(1963) 20 頁参照。なお、1995 年保険業法改正前は「外国保険業者に関する法律」が本件
を規律していた。

1995 年保険業法改正後の文献としては、東京海上 (1997) 172 頁 [小林登]、保険研究
会 (1996a) 173 頁、同 (1996b) 279 頁、関西保険業法研究会 (2004) [木下孝治]、安居
(2016) 595-598 頁、吉田 (2016) 425-428 頁、細田 (2018) 295-303 頁を参照。

ろうが（一般的に、開発途上国ほど国内の保険産業保護の色彩が強い）、それほど大きな相違はないと考えられる。

そうであるとする、越境保険取引規制違反は罰則の適用対象であり、しかも、越境保険取引規制の保護法益は一般的であるから、あるいは、国家の政治的・社会的・経済的秩序の維持であるから、越境保険取引規制は基本的には強行的適用法規に該当すると考えられる。⁽²⁰⁾

3. 保険金請求事案

東京地判平成 25 年は、死亡保険契約の被保険者が死亡したため、保険金受取人が生命保険会社に保険金の支払を求めた裁判である。

引受保険会社は、日本の内国保険会社免許を有する「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社」（以下、PGF 生命という）である。そして、PGF 生命から保険募集を委託された銀行代理店は、2010 年 12 月に死亡保険契約を締結した。

保険契約者兼被保険者は、保険契約締結時は 62 歳の女性である。国籍は不明であるが（氏名からすると、日本人かと思われる）、メキシコ合衆国（以下、メキシコという）に居住している。そして、年に 1、2 回は生まれ故郷である日本に来ていた。本件保険契約への加入は、来日時に、シティバンク銀行を投資信託売却のために訪れた際に、生命保険商品の加入を勧められたのが契機であるとされている。保険契約者兼被保険者はその 10 日後に同支店を再訪し、同支店の担当者から意向確認および重要事項説明を受けたうえ、本件保険契約の申し込みを行った（保険契約者兼被保険者が住所として記載したのは名古屋市内の住所。なお、保険契約申込書の保険契約者欄は、保険契約者が漢字で記載しているが、捺印欄にはローマ字でサインをしている）。締結された保険契約は、「米国ドル建終身保

(20) 越境保険取引規制の一つである海外直接付保規制の強行的適用法規性について吉澤＝横溝（2018）28-29 頁参照。

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結
「保険」である。保険期間は終身、死亡（高度障害）保険金額は US\$103,000、
保険料は US\$16,804.34（年払契約であり、保険料払込期間は 3 年間）で
ある。

本件保険契約締結の 2ヶ月後に、保険契約者兼被保険者は日本の病院で
スキルス胃癌の診断を受け、その 5ヶ月後にメキシコ市内の病院で死亡し
た。そこで、保険金受取人が死亡保険金の支払を求めたものの、PGF 生
命は告知義務違反を主張して保険契約を解除したため、保険金受取人が提
訴したのが本件裁判である。裁判は日本法が準拠法であることを前提に進
められ⁽²¹⁾、保険会社による告知義務違反解除の主張が認められた。

ところで、被保険者はメキシコ居住者であり、メキシコで免許を受けて
いない保険会社（日本の PGF 生命）がメキシコ居住者を被保険者とする
生命保険契約を引き受けるものであるから、当該保険契約はメキシコの越
境保険取引規制に抵触する可能性がある（他方、被保険者は日本に居住し
ていないので、日本の海外直接付保規制には抵触しない）。したがって、
メキシコの越境保険取引規制の特別連結の可否を検討すべきだった可能性
があることになる。けれども、裁判所は特別連結について全く検討しな
かった。

なお、原告である保険金受取人は、当該保険契約が有効であることを前
提に保険金を請求するのであるから、特別連結を主張することはない。他
方、被告である生命保険会社は、特別連結が認められれば当該保険契約が
無効となり、保険金支払を免れる可能性があったが、やはり特別連結の主
張はしなかった。メキシコの保険業法では、海外直接付保が原則として禁
止されており、当該規制に違反した保険契約者は自由刑および罰金刑が科
され⁽²²⁾、当該規制に違反する保険契約は、私法上も無効になると規定されて
いた⁽²³⁾。けれども、人保険に関しては、保険契約締結時に被保険者がメキシ

(21) なお、東京地判平成 25 年における本件保険契約の準拠法の捉え方に関しては吉澤
(2017)を参照。

(22) 吉澤＝横溝 (2018) 8 頁注 13 参照。

(23) 吉澤＝横溝 (2018) 38 頁参照。

コ国内にいない場合には、当該規制は適用されない (“mobility exception” と称されることが多い⁽²⁴⁾)。当該事案はまさにこの例外規定に該当して海外直接付保規制違反とはならないがために、生命保険会社は、メキシコの海外直接付保規制を第三国の強行的適用法規として特別連結すべきことを主張しなかったのかもしれない（あるいは、そもそも、そうした検討は社内においてもなされなかったのかもしれない）。

4. 保険契約無効確認請求事案

東京地判令和元年は、死亡保険契約（法人契約）について、保険契約者が生命保険会社に既払の保険料相当額の返還を求めた裁判である。

引受保険会社は、日本の内国保険会社免許を有する「メットライフ生命保険株式会社」(以下、メットライフ生命⁽²⁵⁾という)である。そして、メッ

(24) 吉澤＝横溝 (2018) 7-8 頁、注 12、注 15 参照。

(25) メットライフ生命の日本での営業は、米国の巨大保険企業である AIG (American International Group, Inc.) グループの一つである「アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー」(Alico: American Life Insurance Company) が 1954 年に日本支店を開設し、日本在住の外国人向けの営業を開始したことに始まる。1972 年になって漸く日本人向け営業の認可を取得し、翌年より日本人向けの営業も開始した。Ref., https://www.metlife.co.jp/content/dam/metlifecom/jp/corp/pdf/about/results/report/2020/ar_2020_chap6.pdf.

その後、AIG グループが金融危機で巨額の負債を抱えて公的管理下に入り、生命保険事業を売却することになったため、2010 年に Alico は米国の巨大生命保険企業であるメットライフ (MetLife, Inc.) に 162 億ドルで売却された。Ref., <https://www.metlife.com/about-us/newsroom/2010/november/metlife-completes-acquisition-of-american-life-insurance-company>. 2011 年、ブランド名がメットライフアリコ (MetLife Alico) に変更され、2012 年には日本法人である「メットライフアリコ生命保険株式会社」が営業を開始し、アリコ日本支店から同社へと保険契約の包括移転がなされた。Ref., <https://www.metlife.co.jp/content/dam/metlifecom/jp/corp/pdf/about/press/2011/110331.pdf>; <https://www.metlife.co.jp/content/dam/metlifecom/jp/corp/pdf/about/press/2011/110930.pdf>.

2014 年には、同社の社名が「メットライフ生命保険株式会社」に変更され、ブランド名もメットライフ生命に変更されて現在に至っている。Ref., <https://www.metlife.co.jp/content/dam/metlifecom/jp/corp/pdf/about/press/2014/140416.pdf>.

このように、同社の日本営業の始まりは、日本在住の外国人向けに保険を販売する Alico 日本支店であった。したがって、日本における外国人の保険引受に永い歴史を有す

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結
トライフ生命から保険募集を委託された乗合かつ専業の保険仲介者（資本金 6,000 万円。東京本社その他、札幌支社と福岡支社がある）の札幌支社は、
2013 年 7 月に本件裁判で問題となる死亡保険契約を締結した。

この死亡保険契約は「⁽²⁶⁾ 通増定期保険（初期低解約返戻金型）」である。
ちなみに、この通増定期保険は、2019 年 2 月に国税庁が税務上の取扱い
を変更するまで（契約日が 2019 年 7 月 8 日以降か否かで適用税制が異なる）、
節税目的の法人保険として非常に良く売れた保険商品であった。当該保険契約者も、
退職金の準備および節税効果のために本件保険契約を締結した（前期期間は 8 年間で
主契約保険金額の通増率は 0%、後期期間は 11 年間で主契約保険金額の通増率は ⁽²⁷⁾50%）。

保険契約者兼保険金受取人は法人（食品の輸入・販売を行う商社。北海道小樽市）
である。保険料は、年払方式で、毎年 244 万円強であり（保険期間終期（2032 年。
被保険者年齢 75 歳）まで毎年同額の保険料）、2013 年 7 月と 2014 年 7 月に
保険契約者は年払保険料を支払った。

被保険者は当該法人の取締役の一人であり、中華人民共和国（以下、中国
という）に在住の中国籍の者である。中国において加工食品の買い付け
を行い、それを日本に輸出する業務を担当していた。被保険者は日本の在
留資格を有しておらず、日本には年 4 回程度ほど、多いときで毎月来日し

ゝる保険者である。

(26) メットライフ生命のディスクロージャー誌である『メットライフ生命の現状 2014』
(Available at <https://www.seiho.or.jp/member/disclosure/pdf/h25/metlife.pdf>) によると、
通増定期保険（初期低解約返戻金型）は、「死亡もしくは高度障害状態の際の事業保
障資金として事業の安定にお役立ていただけます。保険料は変わらず、一定期間経過後、
保障額は年 50% で所定の限度まで通増します。」と記載されており（同誌 60 頁）、2013 年
度の新契約は 7,621 人で保険金額 304,371 百万円（約 3,000 億円）、保有契約は 29,034 人で
保険金額 1,128,652 百万円（約 1.1 兆円）である（同誌 141 頁。被保険者 1 人あたりの平均
保険金額は約 4,000 万円となる）。

(27) 東京地判令和元年の生命保険契約は、経過年数 8 年までの保険金額は 2,000 万円、同 9
年で 3,000 万円、同 10 年で 4,500 万円、同 11 年で 6,750 万円、同 12 年以降、満期となる
同 19 年（被保険者年齢 75 歳）までは 1 億円であった。解約返戻金は、経過年数 8 年およ
び 9 年のときに既払累計保険料を上回る。また、保険料の損金算入効果を勘案すると、経
過年数 7 年～13 年のときに既払累計保険料を上回るものであった（乙 3 号証：設計書）。

ていたが、来日時にはホテルや当該法人の代表者宅に滞在していた。

なお、当該保険会社の社内規定においては、外国籍の者であっても、日本に2年以上居住しており、日本語が理解でき、かつ、外国人登録証を保有していれば、被保険者として保険引受できたとのことである。この点に関して、保険契約者は保険仲介者に対して、被保険者は日本在住が30年となり、保険契約者の代表者宅に居住しており、また、外国人登録をしている、と虚偽の説明をした。一方、保険仲介者も、在留カード等によって被保険者の在留資格を確認することはなかった。

その後、2014年12月に当該法人の代表者が死亡し、新しい代表者が就任した。2015年6月頃に年払保険料の支払案内が保険会社から来着したが、新代表者は外国人を被保険者とする本件保険契約に不審感を抱いた。そして、契約締結の経緯を確認するうちに、本件保険契約は保険仲介者の誤説明によって締結に至ったものであると認識するようになり、本件保険契約を当初からなかったものとするよう保険会社に求めた。けれども、保険会社は、被保険者適格要件の確認に不備があったことを認めたものの、本件保険契約は有効に成立しているとして、保険契約者の要求を拒んだ。

そこで、2016年11月、保険契約者は生命保険業界の裁判外紛争解決機関（ADR）である生命保険協会生命保険相談室に苦情申立てを行った。生命保険協会は保険会社に解決依頼をしたものの、保険会社は応じなかった。そこで、2017年1月、保険契約者は生命保険協会生命保険相談所裁定委員会に裁定手続を申し立て、審理が行われた。同年9月には裁定書による和解案受諾が勧告された。和解案の要旨は、将来の保険金請求に必要な書類を和解条項に明記すること、未払保険料の支払を前提に保険会社は失効中の本件保険契約を有効に継続させること、保険会社が保険契約者に解決金として5万円を支払うことである。保険会社は受諾の意思を表明したものの、保険契約者が受諾しなかったため、裁定不調となつて裁定手続は終了した。⁽²⁸⁾

(28) 生命保険協会の裁定審査会が取り扱った事案の概要は公表されている。本件事案について

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結

2017年10月、保険契約者が、保険料相当額の返還を求めて生命保険会社を提訴したのが本件裁判である（主張の根拠は、主位的には保険募集時の説明義務違反に基づく損害賠償請求であり、予備的には錯誤無効および詐欺取消である）。審理の結果、保険契約者の意思どおりに保険契約が締結されており、被保険者による付保の同意もあり、また、事後的ではあるが、保険契約者も当該保険契約を有効な保険契約として取り扱う旨の意思を表明していることから、保険契約は有効に成立している。また、保険仲介者による説明義務違反はなく、欺罔行為も認められないとして、裁判所は、保険契約者による既払保険料相当額の返還請求を棄却した。

本件は、生命保険契約の被保険者が外国居住の外国人であり、また、日本居住という被保険者適格要件が問題とされているので、涉外性のある事案である。しかるに、特に検討することもなく、準拠法が日本法であることを前提に裁判は進められた。そこで、準拠法について検討するに、当該保険契約の約款には準拠法条項は存在しないものの、保険契約者が法人であるので消費者契約（通則法11条1項）には該当しない⁽²⁹⁾。そして、黙示の準拠法指定（通則法7条）が認められないとしても、一般に保険契約は特徴的給付を一方当事者のみが行う契約であると考えられている⁽³⁰⁾ので、保険者の事業所所在地法が最密接関係地法と推定され（通則法8条2項）、日本法が準拠法となる（通則法8条1項）。また、裁判において、両当事者の代理人弁護士間で日本法を準拠法とする事後指定（通則法9条）がなされた可能性もある。いずれにしても、特に検討はなされていないものの、本件保険契約の準拠法が日本法であることについて特に異論はないである

ゝ ては次のウェブサイトを参照。Ref. <https://www.seiho.or.jp/contact/adr/item/pdf/28-325.pdf>.

(29) 三室（2021）6頁は東京地判令和元年に関する評釈であるが、当該事案の保険契約は、消費者契約ではないため消費者契約に関する特例（通則法11条）が適用されないと正しく指摘する一方で、その直後の記述において、同条1項の適用を検討しており、論理が混乱している。

(30) 法例研究会（2003）43頁、櫻田＝道垣内（2011）209頁〔中西康〕、澤木＝道垣内（2018）184頁参照。

う。

ところで、本件保険契約は、中国で免許を受けていない日本の保険会社が中国居住者を被保険者とする生命保険契約を引き受けるものであるから、中国の越境保険取引規制に抵触する可能性がある（他方、被保険者は日本に居住していないので、日本の越境保険取引規制である、日本の保険業法における海外直接付保規制には抵触しない）。したがって、中国の越境保険取引規制の特別連結の可否を検討すべきだった可能性があることになる。けれども、裁判所は特別連結について全く検討しなかった。

なお、被告である生命保険会社は当該保険契約が有効であることを前提に契約手続の正当性を主張するのであるから（なお、生命保険会社の主張が正しいとすると、第3保険年度以降の保険料支払がなされていないので、当該保険契約は失効している）、当該生命保険会社が特別連結を主張することはない。他方、原告である保険契約者は、特別連結が認められれば当該保険契約が無効となり、既払保険料相当額全額の返還を受けることができる可能性があったが、やはり特別連結の主張はしなかった（なお、このように、外国の越境保険取引規制の特別連結に基づいて保険契約の無効を主張する利害状況は、保険金受取人による保険金請求事案（前述3）と、保険契約者による保険契約無効確認請求事案とでは異なる）。

ちなみに、中国の越境保険取引規制を参照すると、中国においても免許制が採用されており、中国保険法に基づいて設立された保険会社または法令で定められた保険組織でない営利保険事業を営むことができない（中国保険法6条⁽³¹⁾）。そして、免許制とは別に、海外直接付保規制が存在するが、規制対象は中国国内の法人・団体向け保険契約に限定されている（同法7条⁽³²⁾）。けれども、本件保険契約の保険契約者は日本の法人であるので、

(31) 保険会社設立の許可に関する規定は中国保険法67条、支店開設の許可に関する規定は同法74条で規定されている。

ちなみに、2009年2月28日改正後の中国保険法の和訳が清河＝周（2010）266-308頁に掲載されている（ただし、その後、同法は2014年、2015年に改正されている）。

Ref., Campbell (2015) § 12.37; Fu (2015).

(32) 村田（2021）21頁注7は、中国保険法7条を根拠に、被告保険会社は中国の直接付保ノ

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結

この規制には抵触しない。ところで、中国国内の法人・団体向け保険契約以外の保険契約に関しては、越境保険取引を禁止する直接的な規定が見当たらないようにも思われるが、他の条項や解釈・運用等によって規制がなされている可能性もあり、全く無規制であるか否かは不明である（たとえば、免許制を用いて越境保険取引を規制しているかもしれない）。むしろ、個人向け保険契約の越境保険取引が全くの無規制であるとは考え難い。なぜなら、世界の多くの国で越境保険取引規制が設けられており、しかも、法人・団体向け保険契約よりも個人向け保険契約の方がより越境保険取引規制が厳しいのが一般的だからである⁽³³⁾。また、一般に、先進国よりも開発途上国の方が越境保険取引規制が厳しいからである。ただし、本件生命保険契約は法人契約であって保険契約者は個人ではなく（ただし、被保険者は中国在住の中国人）、また、保険募集や保険契約締結が中国国外で行われているので、越境保険取引規制の規制対象外である可能性はある。

5. 越境保険取引規制の特別連結

(1) 海外渡航による越境保険取引規制違反契約の締結

免許制や海外直接付保規制を用いて越境保険取引を原則として禁止するのが世界各国の大勢である（前述1参照）。そして、少なくとも越境保険取引規制のうち海外直接付保規制に関しては、自国を出国して外国において外国保険者に付保する場合には適用しない国もあれば（mobility exception. たとえば、メキシコ。前述3参照）、その場合にも適用する国もある（たとえば、日本⁽³⁴⁾）。そこで、保険契約者が外国に赴いて外国保険者に付保

、規制に抵触しないと断言する。

(33) 越境保険取引規制の例外とされているのは、一般に、事業者向け保険契約のうちのMAT保険（海上保険、航空保険、運送保険）や大企業向けの保険契約であり、こと消費者向けの保険契約に関しては、担保危険の地理的範囲が海外に及ばざるを得ない海外旅行保険が例外とされることが多い。

(34) 日本の保険業法が規定する海外直接付保規制（同法186条）に関しては、国外において契約締結行為の全てが完結する場合であっても規制対象になると金融庁は解している。同ノ

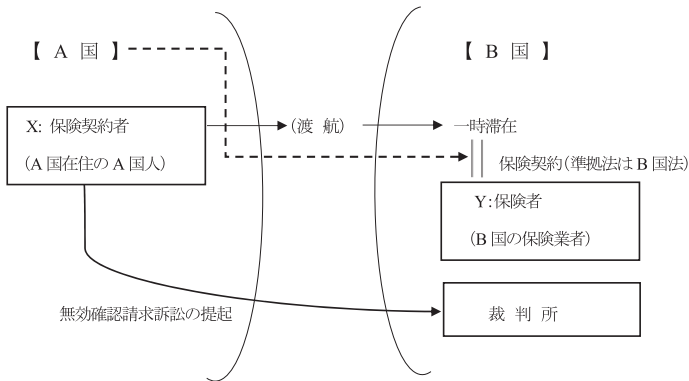
する場合にも越境保険取引規制を適用する国（海外直接付保規制では後者がそれにあたる）の居住者に関して次のような一般的な事例を仮定して、準拠法国でも法廷地国でもない第三国の越境保険取引規制の特別連結の可否を検討することにする。

すなわち、外国に赴いて外国保険者に付保する場合にも越境保険取引規制が適用される国（以下、A国という）の居住者（以下、Xという）が、外国（以下、B国という）に赴いて、外国保険者（以下、Yという）と、保険契約（契約準拠法はB国法）を締結した。そして、この保険契約はA国の越境保険取引規制違反に該当する。その後、何らかの事情で、XはYに対し、当該保険契約を無効処理して、既払保険料相当額を返還するよう求めたが、Yは応じなかった。そのため、Xは、たとえ契約準拠法がB国法であるとしても、当該保険契約は保険契約者の居住国であるA国の越境保険取引規制違反であり、関連するA国法を特別連結すべきであると主張して、当該保険契約の無効確認および既払保険料相当額の返還を請求する訴訟をB国の裁判所に提起した。なお、XがA国の裁判所に提訴すれば、A国の越境保険取引規制は法廷地の強行的適用法規に該当するとして特別連結される可能性が高いが、A国にはYの拠点および資産が存在せず、A国の勝訴判決を得ても保険料相当額が返還される実効性に乏しいため、B国の裁判所に提訴することにも合理性がある。また、Yの保険約款においてB国裁判所の専属的裁判管轄権が規定されているため、XがB国の裁判所に提訴することも十分考えられる。このような仮定事例を図にすると図1のようになる。

ㄨ 「広く共有することが有効な相談事例の公表について」（2018年7月31日付けニュースリリース）参照。Available at https://www.fsa.go.jp/news/30/20180713-2/20180713_2.html, last visited on May 2, 2021.

なお、日本居住者が海外に赴いて海外直接付保した場合にも保険業法の海外直接付保規制が適用される可能性があることは、吉澤＝横溝（2018年3月）9頁注16で既に指摘していたところである。細田（2018年5月）296頁も同旨。

【図1 越境保険取引規制違反の渡航付保】



(注：点線は越境保険取引規制を表す)

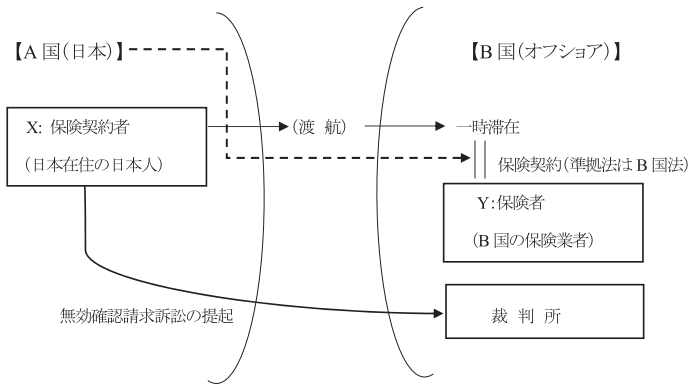
(筆者作成)

(2) 日本居住者が越境保険取引規制違反を犯す場合

ここで、たとえば、A国を日本、B国をオフショアの国と仮定して、日本居住者がB国に赴いてB国の保険者と越境保険取引規制違反となる保険契約を締結した設例を検討する。オフショアの国は、タックス・ヘイブンであるため現地で課される税が無税または低い税率あり、そして、高利回りの投資性生命保険商品が販売されている可能性があるし、さらには現地資産を日本の国税当局に秘匿できると考えられている可能性がある。また、Xは、現地に渡航して保険契約を締結すれば日本の海外直接付保規制に抵触しないと誤解している可能性があるし、日本の保険業法違反であるとしてもオフショアの生命保険商品に惹かれて違法行為を意図的に行う可能性もあるので、こうした保険契約の締結は現実的な仮定である。また、そのような保険契約の契約準拠法は当該オフショア国の法が指定されているであろう。

その後、何らかの理由で（たとえば、思っていたような利回りが得られない、保険金・満期金や解約返戻金が払込保険料を下回る、保険募集時の商品説明に虚偽があった、肝心な不利益情報が保険募集時に開示されていなかった）、Xが当該保険契約の無効を主張して既払保険料相当額の返還

【図2 日本居住者によるオフショア生命保険の購入】



(注：点線は越境保険取引規制を表す)

(筆者作成)

を求めるに至ることもあり得よう。そして、交渉による解決が得られず、Xが当該オフショア国の裁判所に既払保険料の返還を求めて提訴したと仮定する（図2参照）。

こうした事案においても、法廷地法かつ契約準拠法であるB国法によって、Xが納得する解決が得られるのであれば問題ない。けれども、保険契約締結時の保険会社や保険仲介者の説明義務の内容や保険契約者保護の程度は国によって区々である。B国法では十分な救済が得られないと見込まれる場合には、日本の越境保険取引規制である海外直接付保規制の特別連結をB国の裁判所に認めてもらうことが必要となる。日本の海外直接付保規制の目的の一つが保険契約者保護にあるとすると、まさに当該規制が発動されるべき事態が生じていると言えよう。

しかしながら、B国の裁判所が、準拠法でも法廷地法でもない、第三国の強行的適用法規の特別連結を認めているか否かは分からない。また、仮にB国が第三国の強行的適用法規の特別連結を認めているとしても、日本の海外直接付保規制を強行的適用法規として取り扱うか否かも分からない。さらに、仮に日本の海外直接付保規制を強行的適用法規として取り扱うとしても、日本で海外直接付保規制違反の保険契約の私法上の効果につ

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結
いて明文規定が存在せず、判例も存在せず、学界における議論も進んでい
ないため、B国の裁判所としては取扱いようがないかもしれない。

けれども、日本国としては、日本の保険業法の海外直接付保規制の趣旨
からすると、日本の裁判所のみならず、外国（特に、日本の海外直接付保
規制に違反して保険契約を締結した保険者の事業所所在国）の裁判所にお
いても、保険契約を無効として取り扱われることを望んでいると思われる。
行政罰だけでは十分な規制効果が得られにくいからである。

すなわち、外国保険者は、日本の海外直接付保規制（保険業法 186 条 1
項）に違反すると、2 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金という刑罰
が科される（同法 316 条 4 号。両罰規定あり。同法 321 条 1 項 4 号）。一
方、保険契約者は、日本の海外直接付保規制（同法 186 条 2 項）に違反す
ると、50 万円以下の過料という秩序罰に処される（同法 337 条 1 号）。け
れども、海外の保険者は日本に拠点を有していないことが多く、その場合
には実際に罰則が執行されることはないし、日本の監督当局が実効的な行
政規制を当該保険者に及ぼすこともできない。他方、日本の保険契約者
に対しては罰則を執行することは可能であるが、保険契約者のみに罰則を執
行することはあまり現実的ではなく、また、執行したとしても将来の同様
の規制違反を抑止する予防効果が十分には発揮されないかもしれない。

そうであるとする、大きな抑止効果が期待できるのであれば、違反を
した海外の保険者（および、保険仲介者）に経済的ダメージを与えること
である。⁽³⁵⁾ 罰則の執行や実効的監督が困難であるとしても、規制に違反して
締結された保険契約の私法上の効果を否定することができれば経済的なダ
メージを与えることができるので、違法な海外直接引受に萎縮効果を与え
ることができるかもしれない。

したがって、仮に当該紛争が日本の裁判所に係属した場合には、契約準
拠法が外国法であるとしても、日本の裁判所としては、法廷地の強行的適
用法規として海外直接付保規制を特別連結すべきであろう。そして、海外

(35) 吉澤＝横溝（2018）33-34 頁参照。

直接付保規制に違反する保険契約の私法上の効果に関する規律が保険業法等で明定された場合には（諸外国の中には越境保険取引規制違反契約の私法上の効果に関する規律を明定する国があるが⁽³⁶⁾、日本にはそのような規律は存在しない⁽³⁷⁾）、日本の裁判所は当該規律を特別連結しやすくなるであろうから、こうした規律を設けるべきである。

けれども、上述のとおり、実際には紛争がB国の裁判所に係属することが多いであろう。そのため、B国の裁判所が第三国である日本の海外直接付保規制を特別連結してくれることを、日本国として期待することになる（その場合にも、日本の法律で海外直接付保規制違反契約の私法上の効果に関する規律が明定されていれば、外国の裁判所としても特別連結しやすいであろう。その意味でも、そうした規律を設けるべきである）。もし、そうであるとすると、逆の事態が生じた場合においても、日本の裁判所は第三国の越境保険取引規制を特別連結すべきであることになろう。そこで次に、図2（日本居住者によるオフショア生命保険の購入）とは逆の事態

(36) たとえば、メキシコにおいては、海外直接付保規制に違反して締結された保険契約は絶対無効であると規定されている（メキシコ保険・保証業法24条）。

フランスにおいては、海外直接付保規制を前提として、免許制に違反して締結された保険契約は無効となるものの、保険契約者等が善意であれば、保険契約者等との関係では有効であるとする（フランス保険法典L310-2条2項）。

英国においては、海外直接付保規制を設けておらず、免許制で越境保険取引も規制しているが、免許制違反の保険契約に関しては、保険契約者は、無免許保険者に対して、支払済の保険料等の返還を求めたり、被った損害について損害賠償を求めたりすることができる（金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）26条2項、28条2項）。他方、無免許保険者は、私法上も保険契約者に対して契約履行を求めることができないが（同法26条1項）、裁判所が認める場合には、裁判所は、保険契約の履行を求めることを許したり、支払済の保険料等の返還を不要としたりすることができる（同法28条3項）。この判断にあたっては、裁判所は、違法行為を実行するものではないと無免許保険者が合理的に信じたかどうかを判断材料としなければならないと規定されている（同法28条4項、5項）。

(37) 日本においては、海外直接付保規制に違反して締結された保険契約の私法上の効果に関する規定は存在せず、また、裁判例も存在しないようである。学界においてもほとんど議論されていないが、山下教授は、海外直接付保規制に抵触する保険契約は、「この規制が強度の経済政策的なものであることは否定できないが、規制に対する違反が刑事制裁の対象とされていること等に照らして私法上も無効といわざるをえないであろう。」と述べている（山下（2018）206頁）。同旨、吉田（2016）428頁参照。

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結を検討する。

(3) 外国居住者が越境保険取引規制違反を犯す場合

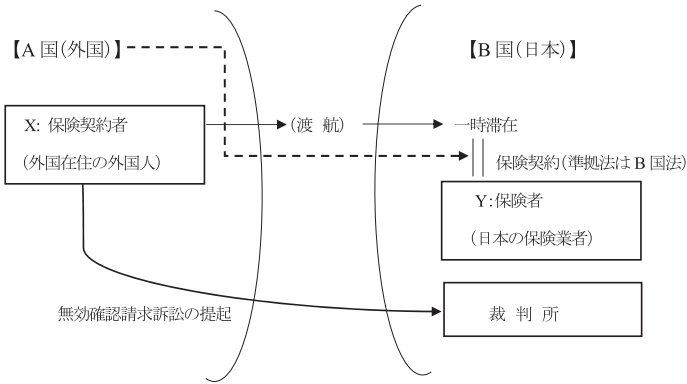
ここでは、A国を発展途上国、B国を日本と仮定して、A国居住者が来日のうへ日本の保険者と越境保険取引規制違反となる保険契約を締結した設例を検討する。発展途上国では、自国の保険業に対する不信感が強いことがある。他方、日本では、相対的に保険監督が行き届いており、保険契約者保護の制度や仕組みがしっかりとしている。また、生命保険会社の健全性が高く、多様な保険商品を販売していると一般的には言えるので、こうした保険契約の締結は現実的な仮定である。なお、日本の生命保険会社の保険約款には準拠法条項が置かれていないことが多いものの、日本で裁判がなされる場合には、能動的消費者（法適用通則法11条6項1号）として消費者契約の特例（同法11条6項）は適用されず、特徴的給付を行う保険者の事業所所在地法である日本法が最密接関係地法と推定される（同法8条2項）、日本法が最密接関係地法として契約準拠法となるであろう（同法8条1項）。

その後、何らかの理由で（たとえば、居住国において越境保険取引規制違反であることを指摘された）、Xが当該保険契約の無効を主張して既払保険料相当額の返還を求めるに至ることもあり得よう。そして、交渉による解決が得られず、Xが日本の裁判所⁽³⁸⁾に既払保険料の返還を求めて提訴

(38) なお、東京地判令和元年の事案では、保険金請求および保険料払込免除請求に関する訴訟について、保険者の本店所在地または保険金受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁）の所在地を管轄する地方裁判所が、管轄裁判所として保険約款で合意されている。しかしながら、当該事案は被保険者契約締結をめぐる不法行為、錯誤無効、詐欺取消に関する訴訟であるから、この管轄合意の対象外である。ただし、当該事案の生命保険契約は法人契約であって、保険契約者たる法人は日本法人であり、保険料相当額の返還を求める裁判であるので、原告たる保険契約者が日本の裁判所に提訴したのは自然である。

ただ、なぜ、札幌地裁小樽支部に提訴しなかったのかは不明である。契約締結時の関係資料および関係者は全て北海道の小樽市や札幌市に所在しており、被保険者も中国在住ではあるものの年数回は小樽市に来ているからである（東京地裁に提訴したのは、単に、原告の受任弁護士の都合だったのかもしれない）。

【図3 外国居住者による日本での生命保険購入】



(注：点線は越境保険取引規制を表す)

(筆者作成)

したと仮定する（図3参照）。

こうした事案においても、法廷地法かつ契約準拠法である日本法によって、Xが納得する解決が得られるのであれば問題ない。けれども、日本法上はYに落ち度のない契約締結行為がなされていた場合には、日本法上はXの請求は棄却されるであろう。また、当該保険契約は日本の海外直接付保規制に抵触するものではないので（なぜなら、日本に居住する人に関する海外直接付保ではないため）、同規制が発動する余地はない。したがって、保険契約者としては、本国であるA国の越境保険取引規制の特別連結を日本の裁判所に認めてもらうことが必要となる。けれども、この裁判において、A国は準拠法国でも法廷地国でもないので、第三国の強行的適用法規としての特別連結の可否を検討することになる。

まず、日本において、そもそも第三国の強行的適用法規の特別連結が認められるか否かが問題となるが、肯定すべきであることは過去の研究で述べたとおりである。⁽³⁹⁾そして、第三国の強行的適用法規の特別連結が認められるとして、越境保険取引規制が強行的適用法規に該当するか否かという

(39) 吉澤＝横溝（2018）22-28頁参照。

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結論点がある。越境保険取引規制のうち海外直接付保規制については既に検討したところであるが、免許制を用いて越境保険取引を規制している場合にも同様に考えられる。⁽⁴⁰⁾したがって、日本の裁判所が外国の越境保険取引規制を第三国の強行的適用法規として特別連結することは可能であると考えられる。

次に、外国の越境保険取引規制を特別連結する必要性について検討するに、第1に、もし、日本居住者が外国（たとえば、オフショアの国）の保険者と越境保険取引を行って締結された保険契約について、紛争が当該外国の裁判所に係属した場合に、日本の海外直接付保規制が特別連結されることを日本として期待するのであれば（前述（2）参照）、逆の事態が生じた場合、すなわち、外国居住者が日本の保険者と越境保険取引を行って締結された保険契約について紛争が日本の裁判所に係属した場合には、当該外国（ただし、逆の事態が生じた場合に、日本の海外直接付保規制を特別連結してくれることが期待できる友好国に限られよう⁽⁴¹⁾）の越境保険取引規制を特別連結すべきであると考えられる。

第2に、そもそも、外国の規制に抵触するような越境保険引受を日本の保険会社が行うことは、日本の監督法上も容認し難いところであるから（保険業法100条の2）、たとえ保険契約締結時に、保険契約者が日本居住者であると虚偽の事実を述べ、保険者がそれを信じたことに落ち度がなかったとしても、外国の規制に抵触することが後日に判明した場合には、当該外国の規制を参照し、基本的には当該外国における越境保険取引規制違反契約の私法上の取扱いに従って当該保険契約を無効処理するなどして、違法状態を解消するのが原則であると考えられる。もし、日本の裁判所がそのような保険契約の有効性を維持し続けると、外国の越境保険取引規制に抵触する保険契約締結を推進する効果を発揮することになる恐れがある。もちろん、日本の保険者自身が外国の越境保険取引規制に抵触する保険契

(40) 吉澤＝横溝（2018）28-31頁参照。

(41) 吉澤＝横溝（2018）31頁参照。

約の締結を積極的に推進することはないであろうが、保険仲介者の中には、そのような保険契約締結の代理や媒介に躊躇しない者もいるかもしれない。そして、何より、外国の保険契約者自身が、日本の保険者が提供する保険商品に魅力を感じたり、日本の保険制度の安定性・健全性を信頼したりするため、当該外国の越境保険取引規制に違反してでも日本の保険者と保険契約を締結したいと願うことは十分あり得るところである。

以上のとおり、日本の裁判所が外国の越境保険取引規制を特別連結することは可能であり、また、その必要性もあると言えよう。

6. 結 語

越境保険取引規制に違反して締結された保険契約について、保険契約者側が無効を主張することが現実により得ることが、東京地判令和元年で明らかになった⁽⁴²⁾。本稿は、第三国、すなわち、法廷地でもなく準拠法でもない国の越境保険取引規制を特別連結することが理論的に可能であることに簡単に触れたうえで（前述 2）、越境保険取引規制に違反して締結された保険契約について、実際に、保険契約者側が保険金を請求した事案（東京地判平成 25 年。前述 3）と、保険契約者側が保険契約の無効確認と保険料相当額の返還を請求した事案（東京地判令和元年。前述 4）を概観した。そのうえで、後者を一般化して、第三国の越境保険取引規制の特別連結について理論的な検討を行った（前述 5）。

以上の検討の結果、次のように考えられる。第 1 に、外国居住者が日本の保険者と越境保険取引を行った場合には（前述 5 (3)）、日本の裁判所は、第三国の強行的適用法規の特別連結があり得ることを理論的に認めたとうえで、第三国の強行的適用法規たる外国の越境保険取引規制を特別連結すべきである。それは、当該外国の越境保険取引規制の実効性を高めて国

(42) そのような事態が生じ得ることは、既に吉澤＝横溝（2018）37 頁で示していたところである。

来訪外国人を被保険者とする生命保険契約への第三国の越境保険取引規制の特別連結
際協調に合致するとともに、逆の事態が生じた場合（すなわち、日本居住
者が当該外国の保険者と越境保険取引を行った場合。前述5（2））に、日
本の海外直接付保規制を当該外国の裁判所が特別連結することの契機・誘
因となるからである。

第2に、日本の海外直接付保規制に違反して締結された保険契約は私法
上も無効であることを、保険業法等で明定すべきである。それは、規制違
反時の私法上の効果を明らかにする意義があり、また、日本の裁判所も当
該規定を適用して違反契約の私法上の効果を否定しやすくなると考えられ
るからである。さらに、私法上の効果が明定されていれば、外国の裁判所
が日本の海外直接付保規制を特別連結しやすくなると考えられるからであ
る。海外直接付保規制の実効性を高めるには、違反行為を行った外国の保
険者（や保険仲介者）に対して経済的ダメージを与えることが肝要である。

参考文献

- 青井勝豊（1963）「無免許外国保険事業の規制を強化」時の法令 473 号
鴻常夫監修（2001）『保険業法コンメンタール』安田火災記念財団
関西保険業法研究会（2004）「保険業法逐条解説（XXIII）」生命保険論集 148 号
清河雅孝＝周喆（2010）「2009 年の中国改正保険法」産大法学 43 卷 3・4 号
桑田三郎（1952）「国際私法における強行的債務法の連結問題」法学新報 59 卷
11 号
櫻田嘉章＝道垣内正人編（2011）『注釈国際私法 第 1 卷』有斐閣
澤木敬郎＝道垣内正人（2018）『国際私法入門』（8 版）有斐閣
竹下啓介（2012）「外国における国有化の効力」国際私法判例百選（2 版）
溜池良夫（2005）『国際私法講義』（3 版）有斐閣
東京海上火災保険編（1997）『損害保険実務講座 補巻 保険業法』有斐閣
遠山聡（2018）「判批」事例研レポート 319 号
中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美（2014）『国際私法』有斐閣
中野俊一郎（1998）「法例 7 条をめぐる解釈論の現状と立法的課題」ジュリスト
1143 号
仲野悠一（2015）「判批」事例研レポート 292 号
西谷祐子（2007）「消費者契約及び労働契約の準拠法と絶対的強行法規の適用問
題」国際私法年報 9 号
法例研究会（2003）『法例の見直しに関する諸問題（1）—— 契約・債権譲渡等

- の準拠法について——』別冊 NBL80 号
- 保険研究会編 (1996a) 『最新保険業法の解説』大成出版社
- 保険研究会編 (1996b) 『コンメンタール保険業法』財經詳報社
- 細田浩史 (2018) 『保険業法』弘文堂
- 三室徹 (2021) 「判批」事例研レポート 338 号
- 村田大樹 (2021) 「判批」保険事例研レポート 340 号
- 安居孝啓編著 (2016) 『改訂 3 版 最新 保険業法の解説』大成出版社
- 山下友信 (2018) 『保険法 (上)』有斐閣
- 横溝大 (2006) 「抵触法における不正競争行為の取扱い——サンゴ砂事件判決を契機として」知的財産法政策学研究 12 号
- 横溝大 (2012) 「特許法上の職務発明」国際私法判例百選 (2 版)
- 横山潤 (1983) 「国際契約と官庁の許可」遠藤浩他監修『現代契約法大系(8)』
- 横山潤 (1995) 「外国公法の適用」涉外判例百選 (3 版)
- 吉澤卓哉 (2016) 「通信による保険の越境取引に関する規制の在り方 (1) (2 完)」損害保険研究 78 卷 1 号、2 号
- 吉澤卓哉 (2017) 「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約の準拠法——東京地判平成 25 年 5 月 31 日を素材として——」生命保険論集 199 号
- 吉澤卓哉=横溝大 (2018) 「外国居住者を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約への当該外国の海外直接付保規制の適用可否」生命保険論集 202 号
- 吉田和央 (2016) 『詳解 保険業法』金融財政事情研究会